

第四節 生活の動揺

おかげまいりと奈良

伊勢講と
伊勢踊り

伊勢神宮は、古代末期以来地方武士団とも結びつきつつあったが、室町幕府の將軍が代々從者をつれて参宮したことも契機となつて、伊勢信仰は武士の間に広まった。またこの時代、畿内では農業生産が向上し、在村中小名主層を中心に惣と呼ばれる地域的結合が発達してきたため、御師おしの活発な活動と相まって、郷村のなかへも伊勢信仰が浸透した。そして、この伊勢信仰をもつものが結成したのが伊勢講、神明講などと呼ばれる講であった。このように広まった伊勢信仰は、もはや皇祖神信仰ではなく、農業神信仰であり、庶民の幸福を祈るための神となっている。こうして伊勢信仰が普及するにつれて、集団参宮が十四世紀末から畿内を中心にあらわれてきた。たとえば長祿三年（一三三〇）には、近江の豪族京極智秀の参宮に從者が五〇〇〇人におよんだといひ、天文二十二年（一五五三）には、数万人が参宮したといわれる。

江戸時代になると、伊勢踊りが流行した。その発端は、慶長十九年（一六四四）八月で、踊りの発生地は南伊勢であった。その状況については『伊勢考古録』によると、伊勢神宮の「踊ヲ興行スベシ」とのご託宣が伝わると、人々は「御幣」をもち絹の小袖を着て踊りまわったという。この伊勢踊りはやがて畿内・四国・東海地方へとひろまった。『当代記』の九月十四日の条に「モハヤ此比ハ、京、大和、近江、美濃モ踊ヲ致ス」とあることから、九月には大和にも伊勢踊りがおよんできたことが知られる。このときの踊りは翌年になつてもやまなかつた。「山本豊

「久私記」は、伊勢踊りが流行した背景として、神宮の神官が関与したこと、飢饉^{きまんと}、疫病などの災厄からのがれたという農民の願いがあったことを説くとともに、伊勢踊りが幕府によって禁止されたにもかかわらずひそかにつづいたことを伝えている。奈良のようすについては「尋尊大僧正記」(「大乗院日記」とも、^{いふ、内閣文庫蔵})に、つぎのように記されている。

九月二十四日 日本國中ニヲドル事ハヤル、以外也、南都ニ而ハ毎日二町三町ツ、ウジ神ヲドリ上ル也、伊勢ノヤマダヨリヲドリ初ル(下略)

九月二十五日 水門村ヨリハ八幡宮ヲドリ上ル、カサフグ十五本ヨロイ人八人ヲドリユ二十四人ケイゴ四五十人(下略)

九月二十六日 (前略) イマザイケ・クボ両町ヨリ八幡宮ヲドリ上ル、上ノ籠門ノ下タニ而ヲドル也、雨天

九月二十七日 ハンダ・ラシ上・テンガイ・ミヤツミ四町ヨリヲドリ上ル山ナント在以外之儀也、半日雨天

奈良の東部の水門村・今在家町・久保町・半田町・押上町・手貝町^(町)などで伊勢踊りが流行したことが知られる。

第二回の流行は、元和七年(五三)から翌八年にかけてであった。「二条宣乗記」の元和八年二月二十四日の条に「此中、里々伊勢ヲトリ有之、京都、奈良、堺へ踊下申候」とあって、奈良でも踊りがはやったことがうかがわれる。「尋尊大僧正記」には、つぎのように記されている。

三月 七日 今度世間ニヲトル事アリ、北御門ヨリ八幡宮ヘヲトル、籠門ノ下ニ而ヲトル(下略)

三月 九日 ヲトリ六八十、大トリ井松ノ下ヘ上ル僧衆^一皆々見物也

三月 十日 八幡宮へ般若寺ヨリヲトリ上ル、学侶両堂ノ寺僧北ノ御廊ノエンニ而見物(下略)

三月 十一日 ヲトリ

三月 十三日 高天市ナトヨリ踊ニ八十、松下ヘ上ルヲ見物

三月 十五日 巳ノ刻過ニ、ハンタ十二町ヨリ社頭江踊リ上ル(下略)

その後も、寛永元年（二六四）、同十二年（二七五）、承応二年（二七六）、延宝六・七年（二七九）に、伊勢踊りが流行したのである。

ところで、寛永のときも幕府によって禁止令が發布された。その理由は、伊勢踊りを凶兆と見たことと、それが人馬の疲弊をもたらしたことにあった。この点からみて、伊勢踊りは、民衆が支配者の禁令をはねのけ自発的にこなったものであることがわかる。

奈良に関する近世の伊勢講や御師の活動については「山本平左衛門忠辰日並記目録」（以下、「山本日並記」という）に詳しい。な記事がみえる。

貞享三年一月十九日

伊勢講ヲ営ム

貞享三年閏二月二十日

伊勢参宮

元禄五年三月五日

当村伊勢参発足 累年所催之講参也

元禄十二年十一月十五日

伊勢御師村山掃部使者

享保二年八月十八日

伊勢御師代替檀那中謁見

また「三条村記録」にも、伊勢講が結成されていた記事がみえるし「律令雜記」（「橋本文書」）のなかの「奈良奉行所公用帳」の安永九年（二七〇）九月四日には、添上郡柿本村の重兵衛方で、御師の岩崎織部大夫が病気で死亡したという記事がある。つぎに述べる「おかげまいり」は、こうした伊勢講や伊勢踊りが背景になっておこったのであろう。

宝永のおかけ
まいり

江戸時代を通じて民衆の伊勢参宮はさかんにおこなわれている。平年の参宮人数は二〇万ないし五〇万といわれているが、宝永・明和・文政などのときには、二〇〇万〜五〇〇万の群衆が短期間に集団参宮した。これを世に「おかげまいり」といったが、江戸時代に文献にあらわれる主なものはつぎの年

あった。

慶安三年（一六五〇） 宝永二年（一七五五） 享保三年（一七二〇） 享保八年（一七三三） 明和八年（一七七） 文政十三年（一八〇〇） 慶応三年（一八六八）

『武江年表』によると、江戸の町で伊勢への群参がみられるのは、寛永十五年（一六三八） 慶安三年（一六五〇） 寛文元年（一六六〇） 宝永二年（一七五五） 享保三年（一七二〇） 明和八年（一七七） 文政十三年（一八三〇）^{天保元年}の七回としているが、大和の「おかげまいり」はこのほか、安政二年（一八五五）と慶応三年（一八六八）の二つをあげることができる。

なお「おかげまいり」という呼称の初見については諸説があるが、本居宣長は宝永二年（一七五五）であるとしている。また大規模な全国民的大巡礼運動になったのは、宝永・明和・文政の年の「おかげまいり」であった。

宝永二年（一七五五）の「おかげまいり」については、本居宣長が『玉勝間』に「伊勢のお蔭参」として「宝永二年伊勢の大神宮に、おかげ参として、国々の人どもおびただしくまうずる事のありし、^{中略}四月上旬より京井に五畿内の人、ぬけ参宮という事あり」と記し、参宮人の総人数を四月九日から五月二十九日までの五〇日間に三六二万としている。また『伊勢太神宮統神異記』には、閏四月九日から五月二十八日までの日々的人数が記してあって、総人数三三〇万ないし三七〇万人としている。『元禄宝永珍話』には「洛中童男童女七、八歳より十四、五歳に至り、貧富を論ぜず、抜参りを致す事夥し」とのべ、『百一録』にも同様の記事がみえる。

「山本日並記」に

四月九日 武朝、明日伊勢参宮……
四月十七日 大神宮抜参流行、京都兒童毎日三千余人……
五月十一日 伊勢抜参、今朝……鉢伏峠越……
五月十二日 伊勢御被自虚宮……

と記し、抜参りする群衆が東山中を通過して伊勢参宮をしたことをうかがわせる。「抜参り」というのは、親や主人に無断で往来手形も持たず、着のみ着のまま伊勢神宮をさして群参することである。

「おかげまいり」するものは、抜参りが多く、旅の用意は何一つせずに飛び出したため、道中は付近の町や村の人々の援助を受けなければならなかった。この援助を「施行^{せきよう}」という。京都でも大坂でも富裕な人々が、米や銭・手拭・杖・わらじ・菓などの金品を参宮者に施行したというし、伊勢街道ではとどころに無料宿泊所が設けられ、伊勢の山田では仮小屋を建て、飯・粥・餅・茶などを施与したといわれる。

奈良町は、京都や大坂方面の参宮人が通行する道であったので、このときも多勢の参詣者が奈良に宿泊した。たとえば、「奈良奉行所町代諸事控」〔藤田文庫（東京）立
奈良図書館蔵〕によると、宝永二年（一七〇五）五月五日と六日に宿泊した町の名と人数はつぎのようであった。

五月五日

九〇五人	樽井町	五五〇人	今御門町
二五人	押上町	七二人	今小路町
四人	手貝町	九人	今在家町
五七人	元林院町		
計	一六三一人		
旅籠代	一人ニ	一匁八分より八分まで	
木賃代	一人ニ	五分より二分まで	

五月六日

一一〇一人	樽井町	六〇三人	今御門町
二六人	押上町	一四二人	今小路町
二二人	手貝町	九人	今在家町
一五一人	元林院町		
計	二一〇四七人	（注 右の数字を合計する と、二〇四四人となる）	

これによると「旅籠代」とか「木賃代」とあることから、奈良町での宿泊は、無料宿泊ではなかったようである。無料宿泊でないとすれば、宿泊料そのほかで右の町々は、一時的にせよかなりの収益をあげたことになる。

第三章 奈良町の盛衰

これによると、参宮者は四一四四人に達し、そのうち、男子が女子にくらべやや多くなっている。なお、一五歳以下の男女も比較的多く参詣している。参詣した時期は、四月と五月に集中している。

月 日	町別	合 計 人	男 人	内15歳以下 人	女 人	内15歳以下 人
閏4. 1~閏4.29	町方	1,246	764	304	482	183
"	寺下	377	184	43	193	60
5. 1~ 5. 3	町方	36	16	10	20	9
"	寺下	7	3	1	4	2
5. 4~ 5. 8	町方	979	507	83	472	101
"	寺下	222	112	27	110	26
5. 9~ 5.13	町方	268	131	25	137	15
"	寺下	187	85	18	102	15
5.14~ 5.19	町方	368	189	36	179	45
"	寺下	145	70	15	75	15
5.20~ 5.25	町方	193	77	14	116	27
"	寺下	31	17	2	14	2
5.26~ 6. 1	町方	23	14		9	
"	寺下	23	11	3	12	5
6. 2~ 6. 6	町方	4	2		2	
"	寺下	7	6	2	1	
6. 9~ 6.13	町方	3	3			
"	寺下	5	4		1	
6.14~ 6.19	町方	17	16		1	
"	寺下	3	2		1	
小 計	町方	3,137	1,719	472	1,418	380
"	寺下	1,007	494	111	513	125
合 計		4,144	2,213	583	1,931	505

なお、前掲文書によると、宝永二年(一七〇五)に奈良町からの参宮者数は表72のようになっている。

明和のおかげ 明和八年（壬子）の「おかげまいり」は、同年の三月上旬に丹後の田辺^{（いまの舞鶴市）}付近にはじまったまいり

が、一時はおとろえた。ところが四月十一日に南山城に再発し、やがて近畿一円から中国・四国・北九州・中部・関東へとひろがり、およそ五か月間もつづいたものである。

参宮人数は、『明和統後神異記』によると四月八日から八月九日までに約二〇〇万人といわれる。『翁草』には、四月十一日から五月九日まで、伊勢内宮において御祓を授与した人数が約一三五万と記している。

奈良のようすについては「井上町中年代記」に詳しく記されている。それによると「おかげまいり」がおこるまえに奇瑞がおこったという。丹後国の奇瑞については何もふれていないが、山城国の奇瑞については「十歳すぎの子供二人が突然行方不明になり心配していたところ、やがて帰宅したので、親が事のなりゆきを尋ねると、二人は門口まで白馬に乗って来たというので、すぐさま門口へ出てみると、白馬はみえないが門口の柱に御祓が貼付してあった」というのである。

御祓が降下したといううわさは、たちまち各地にひろまり、人々はおかげ年のご利益にあずかるうとして競って伊勢へ参宮した。その様相については『荒蒔村年代記』に「去ル卯四月中旬より、伊勢大神様へおかげまいりはじまり、所々へ御はらい被^レ成候而、其より人々参宮仕候、当国は申^レ不^レ及、国々より参詣おびただ敷御座候」とあり、奈良町の人々の「おかげまいり」については「井上町中年代記」につきのように記されている。

（四月）中旬より下旬至り当所^{（坂力）}に移り、奈良町々ニ祓参りなき町も無候様ニ参り候。町ニより候ハ、家並ニ参り候事。老若男女子供之無^レ差別、女者血のミ子をいたき、又者抜、何時からと申事なく、仕かく悪敷又ハ暮し兼候もの者、着儘ニ而其外何之用意も不^レ致出候事阿また有^レ之、左候得共、施行等多く有、何之不自由もなしニ安々帰宅いたし躰多く有^レ之、^{（巻）}困^ニ存寄^ニ子供出、又者内儀杯右ヲ子連^レ出ルニ付、跡ニ而安し、子供ハ其親内儀者亭主跡より路銀ヲ以追掛ケ、追付渡し可申といふて

出て、同直ニ参り候駄之事ニ候

奈良町でも老若男女の多くが、着のみ着のままで、子は親に妻は夫に無断で飛び出し、道中各地で施行をうけ、何の不自由もなく参宮したというのである。なかには、親や夫が家を出た子供や妻の身を安じ、後から路銀をもつて追いかけるものもあったというから、たいへんな騒ぎであったことにはちがいない。

森壺仙の『いせ参御蔭之日記』には、奈良からの「おかげまいり」は、四月二十日にはじまったと記されている。奈良町は大坂や京都方面からの参宮者で混雑した。『摂陽奇観』の「伊勢参宮奈良泊人数書」によると、四月二十六日から五月十四日までの宿泊者は表73のようであった。

これによると、奈良町に、一日平均約八万人が宿泊したことになる。なお、前掲書に宿泊にともなう諸費用として、此人数老人前一日米五合宛にして、高七九四三石七斗九升

右之米七拾匁かへにして、代銀五五六貫六二匁五分

又、老人前小遣ひ、一日五分にして、高七九四貫三七五匁

一人前木賃、三分にして、高四一六貫

六二五匁、三口ぐ一日之入用、高一八

二七貫六二匁五分、八日之道中積りに

て、惣銀高一万四六一六貫五〇〇目

としている。「おかげまいり」は、

奈良の町にも多大の利益をもたらした

ことがうかがえる。

表73

伊勢参宮奈良宿泊人数

月 日	人 数
4月26日	1,130
4月27日	4,220
4月28日	13,750
4月29日	97,320
4月30日	79,030
5月1日	113,600
5月2日	92,008
5月3日	125,000
5月4日	35,750
5月5日	183,430
5月6日	160,410
5月7日	183,430
5月8日	100,060
5月9日	93,000
5月10日	89,050
5月11日	93,000
5月12日	39,100
5月13日	91,010
5月14日	8,610

町の混雑ぶりをつぎのように伝えている。大坂・堺・尼崎・兵庫などから多数の参宮者が奈良町をおとずれ、道路を横断できないほどの混雑で五月六日はとくに人出が多かった。町は春日社や大仏さんの参詣者であふれ、さい銭が七〇〇八〇貫文から一〇〇貫文近くもあった。あまり多勢のものが諸国より入り込んできたので、仲間にはぐれたり宿屋でとまれないものがあらわれた。奈良の奉行所から難波者が出来ないよう、すすんで宿を提供せよとの触があり、町にも報謝の観念が強まり宿をすすんで提供した。井上町では、四月二十九日会所で四八人、ほかで三九人を泊め、四月三十日には一七〇人を泊めた。北方の大きな町では三〇〇〇四〇〇人も泊めたといううわさがあつた。また「一乗院御用日記」にも同様なことが記されているほか、町民が参宮人に対して「飯・銭・団扇うちわなど思いに施し」たと伝えている。

こうした状態があまり長期にわたると、いろいろな問題がおこってきた。「井上町中年代記」に「五月中ハ、右之参リニ而、夫已それのみニ掛リ、商売等も外ニ成リ」とあるように、商売が留守になってしまったばあいがあったようである。さらに、森壺仙の『いせ参御蔭之日記』によると、一時に多数の人々が通行したので物資が不足して物価が高騰したり、信仰のための参宮というよりは施行をめあての参宮や、道中物乞いをしたり盗みをはたらくものがあらわれるようになったという。

当時の支配者は、もともと「おかげまいり」にみられる集団行動に警戒心をもち、「抜参り」にみられる違法行為を禁止しようとした。しかし、何回禁止令を出しても抜参りはやまなかった。きびしい封建社会のなかで、民衆はひとときの解放を求めたのであろう。

明和の「おかげまいり」が、大規模かつ長期にわたったのは、明和五年（一七六八）から八年（一七七一）にかけて百姓一揆が頻発したことで無関係ではない。封建支配者が「おかげまいり」にたいしてきびしい禁圧をしないで、むしろ



文政13年 おかげまいりの図

明和八年のおかげまいりより今文政十三年にて六十年目なり、此度のおかげまいり阿波の国より始り、夫より西国すじおびたしき参詣にて、大坂より南ハどの海道も町々村々貴賤をえらハす、家一はい泊り人あり、近国ハ勿論大坂より西御はらひのふりたる事、明和の時より多くして奇瑞ことにあらたなり、大坂・伊賀・大和・伊勢の施行馬駕仰山なる事にて握めし、加^口紙わらんず所々にほどこし場有、其外米銭ハ我一にとめぐむ事おふ方ならず、はぐれまよい子の世話場十数ヶ所あり、誠ニめづらしき次第也、一日のさんけい凡二十四五万人といふ
(天理図書館蔵)

救助措置をとったのは、それが百姓一揆に結びつくのをおそれたからではないだろうか。

文政のおかけ まいり 文政十三年（^二三〇）にも「おかげまいり」がおこ

った。文政年間はいわゆる化政期の腐敗した大御所政治が生みだすさまざまな矛盾が激化した時代であった。そのうえ、干ばつや風水害があいつぎ「おかげまいり」も明和八年（^一七三）から六一年目にあたる天保二年（^二三二）には、またおこるだろうと広く予期されていた。しかし「おかげまいり」は、その前年の文政十三年（^二三〇）におこった。この年閏三月一日に阿波国徳島からはじまり、やがて、近畿・中国・東海・北陸へとひろまり、その年の八月末にようやくおさまった。『御蔭参宮文政神異記』によると参宮者は、閏三月から六月二十日ま

で実に四二七万六五〇〇人といわれた。そしてこのときも、以前のときと同じく、各地に、伊勢神宮の御札が降りさまざまな奇瑞が伝えられた。すると、いろいろな衣装を身につけ、手にひしゃくや「拔参る」と書いたのぼりをもった老若男女が、鐘・笛・太鼓などのはやしにあわせて「御蔭でさ、するりとな、抜けたとさ」と歌いながらねり歩いた。そのようなについて、天理図書館蔵の近世文書の中に前頁の図と説明文がある。

また『荒蒔村年代記』には「閏三月三日四日右兩日者、誠外夥敷参詣人、凡南都ニ而拾万人有之、大坂表より伊勢迄ハ右海道筋ハ跡江も先江も歩行支往来出ケ不^レ申程之大群数、道宕里之人数壹万貳三千人茂有^レ之」と記し、伊勢街道は大群集のため歩くことも困難であったという。

なお旧保井文庫のなかの「文政十三^{庚寅}年四季御用部屋御記祓書大乘院殿御記所」にも右と同様の記事がみえる。

奈良町では「おかげまいり」がはじまるとすぐに奉行所から触書がまわされた。その内容は「伊勢参宮人が諸国から入りこんでくるので、宿泊についての便宜をはかり、宿賃は安くし、旅仲間からはぐれたものは届出よ」とか「他国から多勢のものが入りこみ、そのうえ奈良町からも参宮に多く出かけ混雑するから火の用心に気をつけよ」というものである。奈良奉行所は今度も禁圧策をとらず、救済措置を講じている。

参宮者にたいする施行もさかんにおこなわれた。そのようすは、東向北町の『万大帳』によると、御役所からの御触れによって、閏二月十日から十四日まで五日間施行宿を提供し、二三四人のものを泊めた、米を持ってきたものは炊いてやり、持ってこなかったものは、町内から米を集め無料で食べさせた。そのさい、薪・柴や衣具の類も町内の各家から取集めるという次第であった。「井上町中年代記」によると、井上町では三月五日から四月上旬まで施行宿を提供し、町の会所では、毎夜五〇人ずつを宿泊させ、米持参のものはそれを炊き、味噌汁やおかずは町内でつくってやったという。元興寺町でも施行がおこなわれた。「文政十三^{庚寅}四月 天照皇太神宮おかけ施行集」



文政13年
元興寺町
おかげ施行集
(辰巳旭氏蔵)

南永井村でも施行がおこなわれた。「文政十三年、御伊勢参り施行覚帳」には、三月に、又兵衛組・半兵衛組・又四郎組・伊三郎組・重助組・源右衛門組の六つの五人組と庄屋・宮寺から合計一石一斗三升の米と四六四文の銭が施行されたと記されている。

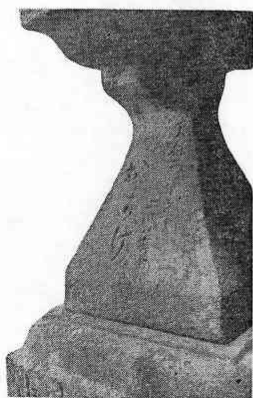
文政の「おかげまいり」のばあいも、大量群参にもなうさまざまな問題がおこった。

物資不足による物価騰貴がその一つで、大坂では、普通一足一三文ぐらいのわらじが二〇〇文、京都では一本一〇文のひしゃくが三〇〇文に暴騰したという。奈良奉行所の触のなかに、物価を上げてはならぬというのがあるから、奈良近郊でも同様な事態がおこっていたと考えられる。

そのほか、参宮者のなかで、仲間にはぐれるもの、飢え死するもの、病死するもの、人さらいにあうものなどが増加したという。な

お、奈良奉行所の触のなかに「無料で宿泊させているものがあるが、際限がないから安い宿銭をとるように」というのがあるが、これは、長期間にわたる多勢の無料宿泊で町民が生活に困ったことのあらわれであろう。

(辰巳旭氏蔵)によると、町内の四一人の商人が米壹石二斗三升五合、銀札九匁五分、銭八〇〇文、香のもの二〇五本、割木一駄三束、塩一俵、酒一升、ごま一升を出し、それを四月十二日に一人前にぎりめし一個、香のもの一切ずつを施行したという。



お蔭灯籠 (①中ノ川町)

文政のおかげ
おど　り　文政十三年（二八〇）には「おかげまいり」につづいて「おかげ踊り」がおこった。諸記録

によると、これは、五月（七月と）に河内でおこり、やがて大和・山城・摂津へとひろまった。天理市の「福智堂年代記」によると、この踊りは「老若男女皆ゆかた、ももひき、きゃはん、（帯カ）秀をもつてをどるなり。太鼓にてはやすなり。後々は、踏込錦切にてこしらへはくなり。扇をもつてをとるなり。三味線、こきう、しめ太鼓、すず、かねにてはやす」賑やかなものであって、村中のものが、揃ってはでな服装をし、鳴り物入りで踊りまわったのである。

大和における「おかげ踊り」の具体的様相を物語る資料としては「お蔭踊り図絵馬」が磯城郡三宅町伴堂の杵築神社などにある。

「おかげ踊り」がひろまる過程で、摂津の中尾村（西垣晴次の『え三三七坪に枚方の近くの中尾村とある』）などでみられたように「おかげ踊り」にことよせて年貢減免を要求し、一石につき一斗の減免に成功する事態がおこった。そのことがあってか、支配者側は、踊りを禁止しようとした。この間の事情を『荒蒔村年代記』には「此時、御上



お蔭灯籠（右から②法用町、③北村町、④南ノ庄町）

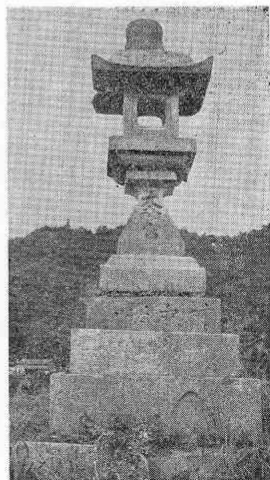
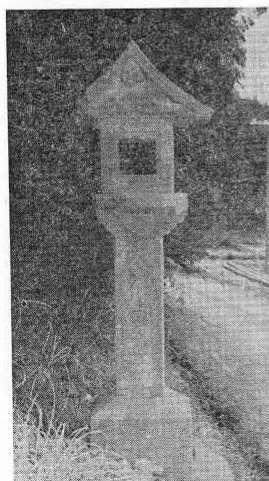
様より御差留も有^レ之、尚又南都御番所様よりも御差留被^レ成候得ともとり不^レ申、右御留被^レ成候而ハ御上様ニ不吉有^レ之候ニ付、其後何となく御免ニ相成、村方ニより式三度も踊に出申候」と述べている。

『御蔭耳目』も大和依本（いまの田原本町）について、領主がきびしい禁庄政策をとったが村民はこれに屈服せず、もしやるなら村民全部を処分せよ、といって踊りをつづけたことを記し、つづいて柳生では「御蔭躍の事なれば、随分躍るべし、さりながら、家毎に一人死ならでは出ずる事勿れ」という触書が出、村民はそれをよく守って踊ったと、柳生のようにすを伝えている。

お蔭灯籠

「おかげまいり」がおこなわれると、村々ではそれを記念して石灯籠を建立した。そのなかで、「おかげ」「御影」「ヲカケ」などの文字が刻まれている灯籠を「お蔭灯籠」とよんでいる。いまのところ奈良市にあるものは七基（写真①～⑦）で、それらは、東山中にみられる。それには、表74のような刻銘がある。

右の刻銘のなかに「村中安全」「村内安全」という文字があるように、お蔭灯籠は、村民の安全を伊勢神宮に祈念するため



お蔭灯籠（右から⑤須川町、⑥平清水町、⑦普多林町）

に建立したものである。また「^(譯)構中安全」という文字もみえるが、このことから、伊勢講なるものが結成されていたことが察知できる。

なお「おかげ」という刻銘はないが、文政十三年(二二〇)にたてられた石灯籠が、奈良市肘塚

(竹花)町に二基現存する。それには、つぎのような文字が刻まれている。



肘塚町の石灯籠

天照皇太神宮

春日大明神

八幡大菩薩

文政十三寅年霜月吉日

世話人

竹花町

八百屋左七

(寄進者の屋号と名前を刻む)

金毘羅大権現

文政十三年庚寅五月

世話人

竹花町中

石口嘉助

(拾人講の屋号と名前を刻む)

東山中や肘塚町に「おかげまいり」の年に石灯籠がたてられたのは、そこが、いずれも伊勢街道に沿っていたからである。

表74

奈良市内のお蔭灯籠刻銘

所 在 地	正 面	年 号	
① 中ノ川町 三社神社境内	太神宮	天保2辛卯2月吉日	おかげ 村中 世話人若連中
② 法用町 八幡神社境内	太神宮	天保元寅 9月吉日	おかげ建之
③ 北村町 戸隠神社境内	太神宮	天保元寅年9月吉日	おかげ 村中安全
④ 南庄町 戸隠神社境内	太神宮	天保元寅年3月吉日	おかげ 南之庄村中 世話人仁左衛門
⑤ 須川町 戸隠神社境内	両宮太神宮	文政13寅年11月吉日	おかげ 村中安全
⑥ 平清水町 八幡神社境内	太神宮	(年次なし)	おかげ 村中
⑦ 誓多林町 (道傍)	太神宮	天保元寅年4月□日	おかげ 誓多林 村内 大慈仙 安全

うちつづく災害

風水害・干ばつ 江戸時代約二六〇年の間には、奈良町もたびたび災害や飢饉^{ききん}にみまわれている。いま、奈良町と地 震 関する諸記録から、災害や飢饉を整理すると、およそ巻末の付表第14表のとおりとなる。

この付表によっても明らかのように、奈良町も相当数多い災害を受けている。なかでも、風水害の記録がもっとも多く、江戸時代を通じ五〇〜六〇回にもおよんでいる。ひとたび大風雨に見舞われると、奈良町は寺社が多い関係で、堂塔伽藍が破損し、境内の樹木や石灯籠、築地などが多数倒壊した。史料ではあまり確認できないが、仏像や絵画、古文書類の損失もあったことであろう。もちろん一般の民家も強風や洪水で破損、浸水などの害を受け、各所の橋が流れ落ちて交通が途絶した。奈良町近郊の田畑も河川の氾濫によって浸水し、農作物は大きな損害を被った。河川の堤防や橋の老朽と土木技術のおくれ、為政者の改修工事の怠慢などがこうした災害を大きくしたに違いない。

しかし、奈良町のばあいは、水害といっても、家屋の流失などはあまりなかったようである。町内に大きな河川が流れていないこと、人家が山麓につづく少し高い傾斜地に立地していたことによるものと考えられる。それでも、風水害にひとたび逢えば、その復旧工事に手間と経費がかかり、日常の仕事に差しつかえ、農作物の不作や日用品の不足から物価高となり、町民の生活を苦しいものに追いこんでいった。

つぎにその一〇二の実情を記してみよう。まず延宝二年（一七二四）六月の大洪水のことである。この水害は山鹿素行の日記にも「十三日自夜大雨、十四日終日大雨、五畿内洪水、淀鳥羽伏見宇治辺海中之小島……河内和州之洪

水百年未^レ有^レ之、中国備中芸州備後因幡出雲播州、七十年來洪水」とあるもので、この「百年未^レ有^レ之」という水害は、大和吉野川でも大被害をもたらし、元の上市集落は、跡形もなく流失したのである。同日の奈良町付近に關するものには「延宝二年^{甲寅}六月十四日大洪水ニ付□近水損寛」^(天理図書館蔵)がある。このはじめには

寅六月十四日洪水ニ付町中へ水入候寛

一 橋本町細川余水高サ貳尺計大道へ上り、家へも押入候事

一 椿井町細河之余水貳尺計大道へ上り、橋爪ノ家四五軒へ入申、小橋も落申候事

一 元林院町細河之余水高サ四尺計大道へ上り、小橋板不^レ残流申候、橋さわの家四五軒^{みちとも}道具流申候、下三條領ニも死骸取上

ケ申候事（下略）

とあり、つづいて子守町・柳町・十輪院町以下一五町の被害のようすを述べ、また山中道・奈良坂領・法華寺領・西大寺川・六条村・郡山・小泉・三輪社頭・初瀬谷・御所村・高田村・東山中の別所村などの被害を記している。さらに引きつづいた六月十六日の大雨と、各地の落雷騒ぎ二〇か所ほどのようすを記し、遠く大坂の京橋・片町・西堀・野田・天満の洪水は「撰河泉三国、一兩日之内ニ如^レ海成申候、雨の海と一所に見候、四方の山斗ニ而心ばそく罷成」など、このときの災害の大きさを詳細に記している。

つぎに宝暦三年（一七三三）の洪水のときの被害状況については東向北町の『万大帳』がくわしい。

六月三日夜大高水出申候夜中雨ふり続き水門町へ入口與福寺領橋半分流落申候也同所晒屋裏之方より石掛ケ崩大水にて門長屋水つき片門流其近辺之家々自分掛橋不^レ残落申候并大仏下之池樋ぬけ出つゝ見切やけ門前近所たうふや大高水押上町井徳井橋流川久保町橋中御門橋中屋敷門前橋并袋町橋法蓮村橋多門屋敷御門前橋舟橋中御門町番屋一軒右何茂流落申候夫より法蓮領三条迄之中五所つゝ見切田地畑高水ニ而法花寺方へ水一面ニ落申候油留木町橋南半田橋半田東町橋流落右之近所家々大水つき申候元林院町橋流近辺七尺計之高水而有^レ之候床之上三三尺程水上り諸道具流候所も数多有^レ之候香具屋土蔵へ水入代物等水入候由其外樽井町川之はた家半分流申候橋本町橋へ元林院町橋掛り候由にて橋本町橋も落申候近所餅飯殿町迄三四

軒程床之上へ水上り藤屋紙代物等水入流候由椿井町橋橋本町橋流掛り橋うき上りかよひ一向無之橋詰也ゑんゆ坊会津屋床之上迄水つき椿井町ニも三四軒水つき申候椿井町西之橋別条無之北向町高水西口町^{片九}門流小川町橋ニ掛り柳町来迎寺前へ水落申川のことく成申候其近所石掛ケ不_レ残流候

郡山方小泉大高水家々損し申候南在之丹波市辺夫より東山中山崩人損し有之由八十年以来無之大高水出申候

干ばつは、記録のうえでは、江戸時代を通じて二〇数回おこっている。その一例をあげると、明和七年（一七六八）の干ばつの状況について「井上町中年代記」には、この年五月末から七月五日まで日照りがつづき、七月五日に雨があつたが、そののち干天が続いて井戸水も切れ、人びとは雨乞いのため春日社にお百度を踏んだことを記し、「東大寺年中行事記」には「当寺領二千石余之处作毛一向不熟」で、収入の減少にそなえ、東大寺中に対して経費の節約をよびかけてきたことがみえる。

いずれにしても、このような風水害や干ばつは直接の被害にとどまらず「作毛不熟」から飢饉を招来するきつかけとなり、やがては社会を動揺させることとなるが、このことについてはあとでまとめて述べることにする。

地震については、まず慶長の大地震がある。「皇年代記」によると

慶長元年、閏七月十二日亥刻大地震、興福寺仏閣顛倒伏見天守諸殿顛倒、北京大仏殿崩仏像破壊

とある。とくに大きかったのは、宝永四年（一七五七）と嘉永七年（一八五四）であった。宝永度の地震では各寺社の塀や灯籠が多く倒れたため、三条村・城戸村・杉ヶ村の三か村では興福寺の命により、つぶれた回廊のあと始末のために、人足三五五人^{雇賃一人}（^{短八分宛}）を出したという記録がある。幕末のいわゆる安政の大地震については幕末の章で述べることにするが、一般に地震の場合、地震自体による被害だけでなく「町中井戸崩れ、呑水に困り、川近く江出居候者も有_レ之、餅之施行を好候由、親類有_レ之見舞品もたせ遣候処、途中ニ而奪取られ候」（^{大坂地}「豊記」）とあるように、

飲料水や食料の欠乏となって、盗賊が横行し、治安の混乱をまねくことになる。さらにそのうえ、大地震のたびに、町人や農民たちは焼跡整理や寺社の修覆のためにかり出されるという労苦があった。

奈良の火事

前項の風水害や干ばつ・地震などの災害は、本来天災ではあったが、これに社会制度の矛盾や政策の不行届などの人災が加わって、その被害を大きくし、人々を苦しめた。火災はむしろ逆に多くの場合は人災に発し、強風・乾燥という自然現象が加わって災害を大きくした。ことに町屋や寺社の密集した奈良町の中枢部ではそれはひどい結果を招いた。

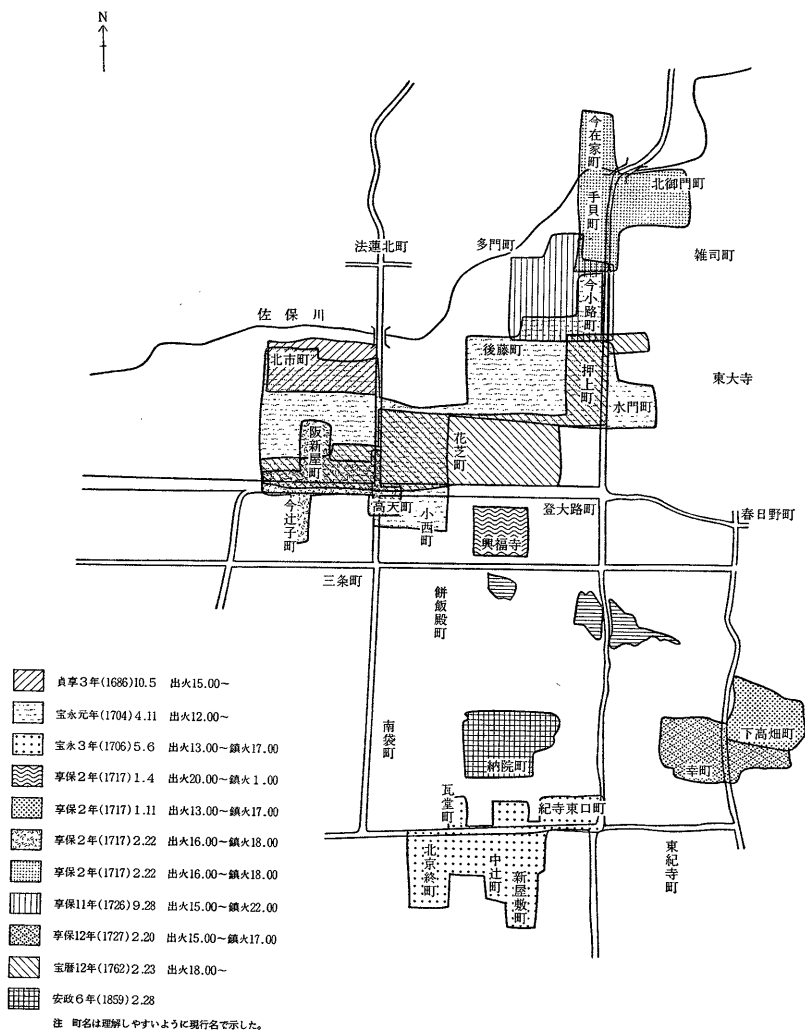
火災は江戸時代を通じ、おもなもの三〇回を数えることができるが、小さな火災を数えると、その数はさらに数倍するであろう。大火災の多くは、冬の乾燥、強風下でおこったので、消火施設の不備にもわざわいされて、ときには一〇〇軒以上も焼失する場合があった。

元和五年（一六九八）十二月二日の大火は、南新町から高島町にいたる町家や寺院およそ一〇〇〇軒（三〇〇軒ともいう）を焼きつくした。これは、俗に「南焼け」といつている。ついで、寛永十九年（一七四二）十一月二十七日には西之坂から出火し、半田郷はことごとく類焼、一乗院・東大寺八幡宮などを含めて町屋敷五〇、奈良町の北側がほとんど焼亡した。宝永元年（一七〇四）四月十一日には芝辻村から出火、油坂方面から東向町をへて半田・押上から水門村に延焼した。焼失した町村四三、竈敷一八〇二、死者一三人と記録されている。このとき、奉行屋敷長屋一〇軒、与力屋敷六軒も焼け、称名寺・新禅院・念声寺・教行寺・祇園社なども類焼している。また、同三年（一七二六）五月六日には紀寺町から出火して西へ九町、一〇〇〇軒ほどが焼失した（『山本日並記』には五月七日、五〇〇余軒、）。『奈良町大火の覚』では二五三軒焼失とある。

享保二年（一七二七）一月から二月にかけては、四回も大火災がおこった。すなわち、一月四日には、興福寺伽藍が大半焼け、一月十一日には下高島町（破右町と）から出火した。このとき火は東方へ延焼し春日社家屋敷など一〇〇余

第三章 奈良町の盛衰

奈良町の大火（およその焼失地を示す）



軒と春日山の木一九本を焼いた。この日のことは『塩尻』(第五卷)によると、つぎのように記している。

正月十一日、奈良かさねて火災、高畠なる神人、および商家数百軒やけし、春日の森に火うつりて、神宮も危ふかりしが、片桐貞起馳来て、大杉千余株伐払はれしかば、神籬事故なかりしとなん

二月二十二日には高天市町から出火して今辻子町・油坂町方面におよび町数五町一三一軒を焼き、さらに同じ時刻に雑司村・手貝町・今在家町など四町、二〇八軒が焼失している。享保十一年(一七三〇)九月には東笹鉾町から火が出て東包永・今小路・中御門の各町に延焼、五町一〇〇余軒が焼けた。その翌年二月二十日には中清水町から幸町など五町、一九五軒を焼失した。

宝暦十二年(一七四二)二月二十三日の大火は芝辻横町から出火、東へ類焼、興福寺・東大寺の諸院をはじめ、多くの民家を焼いた。焼失家屋は一七〇〇〜一八〇〇軒または三〇〇〇軒ともいわれ、七〜八人の死者も出した。これを世に「宝暦の大火」と呼んでいる。三〇〇〇軒というと、奈良町の家屋がおよそ六〇〇〇軒前後であるからいかに大きな火災であつたかがわかる。また、この時代、二月堂・興福寺・十念寺・唐招提寺・元興寺などの炎上については寺社の項にゆずる。なお、江戸時代の消火施設や消防活動についてはさきの項ですでに述べた。

大火災によって多くの寺院や町が焼野原となつた元和五年(一六五八)の大火について『奈良坊目拙解』に「当町(池之町)罹此災、而後、久不_レ造民家、為_二荒廢地_一乎、仍時_レ人称_二焼跡町_一焉」とあり、大火のあと長いあいだ家が建てられず荒廢地になつていたようすが記されている。享保二年(一七二七)の火災のとき、東大寺では興福寺にたいして、杉板一〇〇〇枚と杉丸太五〇〇〇本を援助したり、貞享三年(一六八六)から四年にかけて七回におよぶ火災にたいして、井上町では銀二五匁の火事見舞金を出したというが、こうした救済措置だけでは全面的な復旧は望むべくもなかった。

火災によつては生活に困つた町民や村民は、領主に対し金銭の供与や年貢の減免を嘆願した。宝永三年（一七二六）三月の火災のとき、焼け出された町民のうち、六名が「居宅焼失仕、殊之外困窮仕候ニ付、今年御年預入御年貢免之儀御願申上候所、被_レ為_ニ聞召一分石ニ付三年宛免」（「東大寺年中行事記」）となつたという。年貢減免を東大寺に嘆願し、それが認められたのである。享保二年（一七二一）の高島町の大火のときにも、八幡宮社人のうち四人が「衣類_□迄不残焼失仕、神役等茂難_レ動迷惑仕候」につき「人別に金子壹両宛御合力被_レ遊下候様」（「東大寺年中行事記」）と願ひ出たところ、これも認可され、四人に金子四兩代銀子二八八文が施与された。

年貢の減免というような民衆にとつての死活の問題は、火災によつても生じたが、さらに大きなことは飢饉のときにおいてであつた。

飢饉^{きん}と打ちこわし

享保の飢饉

江戸時代には、全国で約三五回の飢饉がおこつたといわれている。なかでも、享保十七年（一七四二）と天明三〜七年（一七八三〜一七八七）、天保四〜七年（一八三三〜一八三六）の飢饉は三大飢饉として知られている。奈良もまたこれから免れることはできなかった。

「東大寺年中行事記」によると、東大寺領下の雜司村・水門村・油倉村・野田村の四か村と櫛本村（いまの天理市櫛本町）では、享保十年（一七二五）から毎年のように干ばつがおこり、しかもその間、二〜三度の大風雨に見舞われて連年の凶作となつた。この年十月に四か村の百姓は、年貢の減免を嘆願した。東大寺でははじめのうち「四ヶ村之儀ハ定免ニ相定有_レ之所_{（中略）}我儘千万ニ候」といつてこの要求を取りあげなかったが、百姓が再三にわたつて陳情したとみえ

て「四分之免」が許された。さらに、同十二年九月には「畠綿干魃故赦免之義段々依頼」したところ、寺側は「見分之上、老損五步赦免」を申し渡したが、小百姓らは承引せず、さらに減免を要求したという。うちつづく干ばつと減免によって寺院の財政が困難になったとみえ、この年九月には諸事節約の申合わせをしている。ついで、同十四年（壬戌）には、農民は年貢納入期日の十一月三十日になつても納めず、その期限を十二月十日に延期するよう要求して、これがいれられた。翌十五年の十一月にも減免を要求して「五步免」をちとり、さらに翌十六年八月には「綿不作ニ付免之事願出」て「六步之免」を認めさせている。

享保十七年（壬子）になると、近畿以西の各地は夏に洪水と蝗いなごの害にあい、稲作は平均して三分作にも達せず餓死者一万二〇〇〇人余にのぼつた（『奈良県史』）。このため、大和一元はもとより奈良町も大飢饉となり、飢人が激増した。翌十八年の一月十九日になつて東大寺では町中の飢人に対して施行をおこない、同じ日に雑司村などの庄屋や年寄が、拝借米を東大寺へ願ひ出た。寺側は「困窮之儀ハ尤ニ候エ共、此節之儀ハ何方も同時ニ候、ケ様ニ一統ノ願ニ而ハ難シ成ニ取上ニ候」と拒否し、もしどこからも救米がなくなつたときは「借家人は家主より家持ハ組中より救可レ申候、其上、村方ニ而力ニ不レ及儀ニ候ハ、年預所ニ可ニ申来ニ候、兎角村方ニ而飢無レ之様ニ可レ致」と申し渡した。

ところが、二月二日になつて、奈良奉行所から「今度、町方困窮ニ而飢人袖乞之族有故、從ニ公儀御救米被ニ下置候エ共、是ハ公事役之町方斗拝借仕候、私領之分ハ領主より遂ニ吟味「飢人袖乞之者茂有」之候ハ、救被レ申候様ニ」との触書が出された。『律令雜記』（『橋本文書』）（『橋本文書』）によると、この年、奈良奉行所から五〇〇〇石の御救米が奈良町中へ下付された。なおこのおり、奈良町の寺院や篤志家からも八六石四斗余の米と一二貫四〇〇文余の金銭が施行用として寄付されたという。東大寺でも、領内四か村に対して毎夕白米五升の施行をおこなつた。ついで奈良

奉行所は二月三日に酒造の制限と買米の放出を命じている。

同年四月八日には、東大寺大仏殿において、南都中の飢人に対して一人に一升代錢六〇文ずつが施行された。このとき施行を受けたものは、飢人八二〇〇人で、錢高は五二〇貫文であった。当時、奈良町の人口は約二万二〇〇〇余人といわれたから、約三分の一の人が施行を受けたことになる。このころは生活に困窮したものの中には、捨子するものや寺社の賽錢さいせんを盗みとるものなどもあらわれた。

櫛本村は(いまの天理市)、石高二〇〇〇石、人口一〇八八(享保十一年一七二六)で、東大寺にとつてもっとも重要な領地であった。この村でも四か村と同じく例年の干ばつで苦しみ、毎年のように、年貢の減免を嘆願し、それが聞き入れられないと、徒党を組んで強訴をおこなった。その状況を「東大寺年中行事記」からみてみよう。

享保十年（一七二五）十二月三日に「四ヶ年已来、日損不作打続、困窮故上納手立難成候間、綿作御赦免被下候様」にと、本作人二〇人と下作人三〇人が集団で綿作赦免を東大寺年預所へ直訴した。このときは「下作之分、一向取上ケ不_レ致、本作人之分先弥左衛門方江願出候様ニ」と本作人の願いだけを取上げるにとどまった。翌十一年（一七二六）末にも「近年干魃打続き百姓共迷惑仕故、綿免之義用捨被_レ為_レ成被_レ下候」と、高持百姓三二人が嘆願書を年預所へさし出している。

天明の飢饉

江戸時代を通じてもっともひどかった飢饉は天明期のものである。天明期にも、洪水・干ばつがあり、そのため大飢饉となった。

天明二年（一七八二）は、春から夏にかけて大雨がつづき、諸国不作で、東北地方は凶作となった。奈良でも「四月より都合七度大雨風吹申ニ付、綿作殊之外下作ニ而(中略)、米作も不作ニ而、沓反ニ式石沓斗ならし出来申候、諸国一統不作ニ而、極月去卯ノ正月ニ至り米直段高直(「三条村記録」)となった。大風雨がつづいて不作となり、米価が暴騰し

たというのである。

翌三年も、前年と同じく春から夏にかけて雨天がつづき、七月には浅間山の大噴火があり、関東・信越地方の田畑は灰に埋まるものが多かった。この年は、七・八月になっても低温で、ついに全国的な大凶作になったのである。この年は奈良地方も「夏中天氣不順にて雨度々降り（中略）夜分杯ハ、夜着を着してふし候様成不順故歟、稲作綿作甚不作にて、米穀・綿杯も翌年は甚高直」（「井上町中年代記」）になった。

四年（天保）になると米価は高くなり、前年末で一石八〇匁前後であったのが「正月、百貳匁位、二月九拾三四匁、四月十七日比百拾七八匁より廿匁位」（「井上町中年代記」）になった。奉行所では、米価を下げようとして、同年四月と五月に、米の買占め禁止令を出しているが、米価はなかなか下がらなかった。米価の高騰で困窮した他国の貧民が奈良へ流れこんできたとみえ「井上町中年代記」には「興福寺築地之下にて相果候者毎日数ヲ不知、尤町々にて行倒候者も有之、町中より、分限相應ニ粥杯ヲ施行候事」と記されており「三条村記録」によってもほぼ同様な状況がわかる。これによると、町内の行倒者が寺に集まり、そのなかには飢死するものが相当数あったのである。

天明五年（天保）は、稲の作柄がよくて、米価も下がり、町民もほっと一息ついた。ところが、翌六年は雨天つづきで凶作となり、米価がまた騰貴した。「三条村記録」によると、当時は「二月三月雨ふり続候而、麦大不作、六月七八月雨ふり続、播種おそく出、貳百廿日過ニ相成、其上九月二日大雨風ニ而殊外吹倒し大不作」となったという。また、脇戸町の「永代録」には「不順ニて、降続キ、夏物ハ一体ニ不景氣、米段々高直ニ相成、金錢ハ下落、綿・油諸式高直諸商売大不印」と物価の高騰と商売不振の状況を述べている。また「井上町中年代記」によると、米価は、天明六年（天保）末に、一石九七匁程度であったのが、翌七年の春には一一〇匁となり、その後一三五匁まで上がったという。また、「三条村記録」には、天明六年末で石一〇七匁であったのが、翌年夏には二〇六匁に

高騰したとある。このころ、江戸では二二五匁、大坂では約一六〇匁になり、五月に江戸や大坂で大規模な打ちこわしがおこった。このとき、奈良や郡山でも打ちこわしがおこったのである。

天明の打ちこわし 江戸時代も後半期になると、平素の重税とたび重なる災害や物価騰貴によって、民衆の生活は困窮におとし入れられた。こうして窮乏のあまり土地を手ばなす農民や浮浪化する町民がふえてき

たのである。このことは、農村での階層分化を促し、都市においての自治力の低下を意味する。その結果として、天明期は、領主権力と結ぶ都市・農村の上層分子と下層民衆との対立がこれまでになく尖鋭化し、百姓一揆や打ちこわしが頻発した。

奈良での打ちこわしは、天明七年（一八一七）におこった。しかし、このことは、奈良の民衆のたたかいがこの年にはじまるということの意味するものではない。享保の飢饉のときの四か村の人々の動きでもみたように、天明期の民衆も訴願闘争からはじめたのであった。

天明三年（一七六三）の飢饉のとき、米価が上昇し、浮浪者が毎日五〜六人も飢死するという状態になった。このおり、興福寺領下の三条村ほか八か村ではその翌四年「閏正月中比相談致し、領下村々にて飢ニ及候者へ飢飯米」〔「三条村記録」〕の下付を嘆願した。これに対し寺から「無高ニ而飢ニ及候者共軒別書付、唐院へ差上候様」〔「三条村記録」〕に指示があったので、そのとおり飢人の名前を書上げて提出したところ、正月の二十日に、六か村へ米一二石の下付があり、それを一軒に三升ずつ配布した。なお、残りの村々については銀三貫が交付された。

「三条村記録」によると、天明四年（一七六四）に、奈良町中に施米があり、一人に米一斗ずつが、奈良町全体で三〇〇石交付されたという。三条村・今井町・細川新屋敷町・三条東町・三条西町・弥勒堂町・三綱田町にたいしても一七石が施行された。

天明六年（二六六）は、前述したように、雨天つづきで凶作となり、そのうえ地主や商人の米の買占めや売惜しみもあって米価をはじめ諸物価は日を追って騰貴した。奈良町では同年から翌年の春までに米価は二倍以上にはね上がっている。こうなると窮民たちとしてははや訴願ではおさまらなくなった。大坂では、五月十日に打ちこわしのはじまり、十二日には、米商人や両替商など二〇〇軒近くが窮民におそわれた。五月十三日の夜に、大和の郡山で打ちこわしがおこって五軒がおそわれ、その翌十四日には奈良でも打ちこわしがおこった。その状況について、当時の記録にはつぎのように記されている。

十四日朝より夕方迄、当所米屋二十軒許壞申候、十五日も一兩軒壞申候、依_レ之、御番所御役人中様、十四日屋後より御廻り被_レ遊不怪事ニ御座候、尤、居宅打壞申候と申でも無_レ之、大勢集候て、どやどやと内へ入、神棚、仏壇打くだき、金銀錢俵物悉く大道へ投出シ、米・塩・素麵杯ヲまきちらし、又は屋根へ投上ケ、諸道具勿論鍋釜迄打くだき、着類・立具杯ミちんニ引きさき、何となく手ニ当り次第ニくだき申事、夥敷事ニ御座候、其外こぼつくと申候事、宮様御役人又者御番所御役人様、御詰メ被_レ成候所も御座候、同十六七日当リハ、酒屋・質屋杯ヲ何れ是と申事なく壞と申張紙ヲ所々へ致候故、御役人衆大勢御廻り被_レ成候ゆへ、其後、何事も無_ニ御座ニ候（井上町中年代記）

奈良町ニ而も、米屋二十軒余こぼち申候、其人式百人余も有_レ之候へ共、段々吟味之上四十人斗被_レ召捕、籠者被_レ仰付ニ候（「三条村記録七」）

このほか「永代録」『一乗院御用日記』天理図書館蔵の近世文書などにもほぼ同様の記事がみえる。

これらの記録によると、奈良では五月十四日に打ちこわしがおこり、二〇軒余の米屋が襲撃されたのである。参加者は約二〇〇人で、その階層は明らかでないが、おそらく地借・店借という小商人・小職人、あるいは日雇などの町方の小前層であったと思われる。十四日の打ちこわしは、群衆が目ざす米屋へ押入り、家財道具や金品をこわしたり大道へ投出することが中心で、家を破壊したり家人に危害を加えることはなかった。騒動がおこると奉行所や

寺院の役人が出勤して取締まりにあたり、参加者のうち約四〇人が逮捕された。十五日も一両軒の米屋がうちこわされ、十六、十七日には「酒屋、質屋をこわすぞ」と書いた張紙が出され、不穏な空気がたたかった。

こうした不穏な動きを鎮静させるためか、同年九月に施行がおこなわれた。『一乗院御用日記』の九月十二日の条に

寺内勸化所ニおゐて、奈良中困窮之者へ今日より御施行米被_レ下、老_レ人ニ一日老_レ合ツツ之割合ニ而今日二日より老_レ人ニ貳合ツ_レ被_レ下之、格_レ日ニ被_レ下候、惣人数凡五六百人有_レ之候事

とあり、一日に一、二合の米を数百人の困窮者に施したと記してある。

天明七年（一八一七）五月に集中して全国各都市でおこった打ちこわしは、百姓一揆とともに幕藩体制をゆり動かすものであった。そのため幕府では田沼派が失脚して松平定信が老中に就任した。このことを蘭学者杉田玄白は「若此度の騒動なくば、御政事改まるまじきなど申人も侍りき」（『後見_{（草）}』）と評し、国学者本居宣長は同年十二月に『秘本玉くしげ』をあらわし「百姓町人大勢徒党して強訴濫放することは（中略）いづれも下の非はなくして、皆上の非なるより起れり、今の世、百姓町人の心あしくなりたりとはいへども、よくよく堪がたきにいたらざれば、此事はおこるものにはあらず」とのべ、民衆の反抗は悪政が原因であり「上たる人、深く遠慮をめぐらさるべき也」と警告している。

老中になった定信は「御艱難の御時節にて、人の臣たるもの心力を可_レ尽の期」（『宇下_{（人言）}』）とうけとめ、農村の復興や都市下層民の救済に力をそそいだ。しかし、このいわゆる寛政の改革も結局は不成功に終わった。

天明七年（一八一七）の打ちこわしのあとも、物価は下落せず、民衆の生活難はつづき、不穏な動きがなおやまなかった。同年六月には、東大寺管下の八幡大宮神人五人と若宮神人二人が、物価高のため神役を勤め難いとして救助

を願ひ出たのに対して、東大寺側では相談のうえ一人に鳥目二貫文を与えたという。また、翌天明八年（一八一八）の七月には、東大寺領下四か村の百姓が銀子二〇〇目の下付を嘆願して許可された（『東大寺年行事記』）。

天保の飢饉

天明の飢饉の後も災害は続き、そのために天保年代になってついに慢性的な飢饉となった。その惨状を奈良町について記してみよう。天保四年（一八三三）十二月に、大豆山町の美濃屋新八ほか五名の有力町人が中心になって「身柄宜敷もの」四八一人から、三〇五石四斗五升の米を集め、大豆山町の崇徳寺で生活困窮者に施行をした。同月二十四日と二十五日には、町方困窮人三七六九人に対して一人前五升ずつが施行された。

翌年三月末になって、それまでの残米八七石と東大寺や興福寺などから集めた米一一四石五斗とあわせて、再び施行された。すなわち、三九〇三人に対して、一人前三升五合または二升宛の施行が行なわれた。

天保七年（一八三六）は、大雨がつづいて凶作となり、例によって物価が騰貴して施行が行なわれた。『万大帳』には、その状況をつぎのようにのべている。

三月より八月迄大雨つづき、米穀高直、百三拾匁より貳百目迄登り、西正月白米壹升ニ付貳百貳文前同様ニ御座候。申九月より橋本町□所ニおゐて諸株組合より度々施行有之候事。中困窮人・極困窮人合三千四百人余、度々施行申受候。極困窮人之者共ニ者御役所様よりも御施行□申候事

右に依れば、困窮のため施行を受けたものが三四〇〇人余にものぼっていることがわかる。

ついで天保八年（一八三七）も引きつづき大飢饉となり、米価が高騰して困窮者や餓死者がふえた。奈良奉行がこの年、難波人のなかで施行を希望するものを調べたところ、八七〇〇人におよんだという。これは、奈良の人口の約三分の一近くにもあたる多人数である。さて、この年の惨状を脇戸町の「永代録」にはつぎのようにのべている。

衆中ハ御職業無^レ之、下ハ誠ニ大つまり、当地近辺末久之衆ハ、毎日近在辺へあぜ道ニ有^レ之候例年くひ申候つくし、よめ菜のたぐひハ申ニ不^レ及、たんぼ^ハ、おぼこ其外少しやわらかなるものの、不^レ残つみたやし、近在辺わらび、ぜんまい又藤の木若葉、松の皮寔ニ不^レ怪ものの迄、くひ申様ニ相成、やかましき事にて、右之外、米類ニ近キものハ小麦之ふるひかすもみちと米の糠と一所こねりてくふものも有^レ之、実ニ不^レ怪事紙筆ニ尽しがたく候

大飢饉における悲惨さは想像を絶するものがあつた。

こうした窮状は奈良ばかりではなく全国的なものであつた。大飢饉による農業生産の荒廢は、百姓一揆や打ちこわしを頻発させた。近世の都市騷擾の総件数は三四一件を数えているが、このうち天保期だけで七四件と二割近い比率を示している。飢饉が本格化した天保四年（一八三三）から打ちこわしは各地にひろまり、都市の食料事情が最悪の状態をむかえた天保七年から八年にかけては、打ちこわしはほとんど全国的規模をとるようになった。

都市のなかでも幕府の直轄都市である江戸・大坂・京都の三都の状況は深刻で、大坂では、天保七年（一八三六）には餓死者が多いときには一日一七〇人にものぼつたといわれる。しかも町奉行は適切な救済手段をとらず、商人は米の買占めをおこなつたので、ついに打ちこわしがおこつた。有名な大塩平八郎の乱である。天保八年（一八三七）二月、反乱はわずか半日で鎮定され、平八郎は四〇日間消息を絶つたが、この間幕府は各地に人相書を回して探索につとめた。そのときの通達の写しが『万大帳』や『東大寺年中行事記』に記されている。このころの奈良や郡山の状況について、「永代録」にはつぎのように書かれている。

諸式高直、直段ヤカましき、大坂四五軒コボチ御座候由、当地方ハ殊の外儉り成事にて同悦に候、郡山式軒コボチ申候、当地ハ一向ヤカましき斗にて諸商売とも至て不景氣、布方ハサツパリ頓トアカツタリにて寔ニ大困リニ御座候。一統くひ兼居申候

右によると、大坂や郡山では打ちこわしがおこつたが、奈良では不景氣の中でも平穩であつたといふのである。

他の町や村の記録をみても、奈良では打ちこわしがおこったようすはない。打ちこわしがおこらなかったとはいえ、窮民は坐視していたわけではなかった。

天保八年（一八三七）七月八日付で、東大寺領下の四か村（水門・野田・油倉・難波）では、東大寺に嘆願書を提出した。その趣旨は、昨年の年貢を皆納していないものがあり、誠におそれ多いことではあるが、物価の高騰で困窮者が多く、切角の御施行も十分ではないので、重ねて御施行米の下付を願いたいというものであった。この嘆願は聞き入れられ、東大寺では、難波村・油倉村の極困窮人三九人と、水門村・野田村の極困窮人二〇人に対して、一人宛二四文ずつ、一日間にわたって施行をおこなった（「東大寺年中行事記」）。

なお「元興寺記録」の天保九年十一月のところには、肘塚村の小前百姓が、凶作につき赦免の儀を数度願い出ていることも記されている。

奉行所の対策

この天保の大飢饉のなかで、奈良には大規模な打ちこわしがおこらなかった。それは天明の飢饉のときとはちがって、奈良奉行所や寺院、有産者などの貧民救策が、比較的早く継続的に実施されたことが一因ではないかと考えられる。

その第一は施行である。『松操録』によると、天保四年（一八三三）に早くも施行がはじまり、飢饉のはげしかった天保七年（一八三六）から八・九年にかけて、各方面からたびたび施行がおこなわれている。概要はつぎのとおりである。施行者は、奉行所と富裕な町人が多く、興福寺・東大寺などの寺院も施行をおこなっている。町人では、米屋仲間・酒屋仲間・両替屋仲間・質屋仲間・古手屋仲間・道具屋仲間・油屋仲間・布方仲間・墨屋仲間などである。施行物としては、米と金銭が大部分で、ほかに、麦・餅・粥などがあった。米の場合は、一人一回につき二合五勺から五升、金銭の場合は少ないときで一二文、多いときで一八四文で、一般には五〇文以下が多かった。

奈良奉行は、天保八年（二二七）六月に、有徳町人や米仲買人、大百姓などを集めて、米の買占めや売惜しみを戒め、米の大和以外への移出を禁止する命令を出した。米不足による米価の高騰を防止し、困窮者を救済しようとしたのである。また有徳町人^{うとく}すなわち富裕な町人に対しては「銘々身分に応じ、増々米を買込貯置べし、是者、貧窮之者共、此上難渋に及候節、救ひ置度用意米也、此後、何程高価に相成候共、今之相場以って売渡」しするよう命じた。貯米と米の廉売をすすめたのである。つぎに、大和国中の米仲買人六〇〇人余を集め、米の移出の禁止にかかわらず、それを守らないものがあつて、奈良町中が甚だ難儀となつた。そこで、春以来の米の買入先や売渡先の明細を書いて提出をするように命じた。大和国中の大百姓をよび集め、奈良町中の貧窮者を救うために、米を差出すように命じた。大百姓たちは凶作がうち続き貯米は少しもないと申したたが、聞きいれられなかった。こうした命令にそむいた場合は厳罰に処せられた。米商人のなかで、米俵のなかへ空豆や大豆、芋種、麦などを入れてごまかすものが一一軒も出たので、その商人は全部営業停止の処分を受けた（『松操録』）。さきにのべた貧窮者に対する施米は、こうした奉行の措置によって確保された米であつたといえる。

つぎに「囲糶」がおこなわれたことについてふれておこう。江戸時代には、幕府や諸藩は、備荒貯蓄あるいは軍事上の目的や米価調節のために米の貯蔵をおこなつた。これを置米とか詰米また囲米などと称した。白米は腐敗のおそれがあるため、糶で貯えるばあいが多かつたので囲糶ともいわれた。

興ヶ原町有の「御囲糶奉^レ願小前帳」によると、興ヶ原村では、文化十年（二六三）に、御役所から下付された一五石九斗二升の「御囲糶」を、小前百姓三〇人に貸付け、銘々の蔵に入れて大切に囲み置いたという。『万大帳』によると、奈良では天保十年（二六五）に、町中に囲糶蔵がたてられたとあり「井上町中年代記」には「御役所様、囲糶蔵立ニ奈良町中一、砂持誠ニ賑々敷く御座候」とあつて、蔵の建築のときの騒々しさがうかがわれる。

蔵のなかへ入れる粃は、はじめ篤志家の寄進にたより、金銭一三貫六四匁七分と、二七〇石余の米が集まった。しかし、これでは不足したので、翌天保十一年（一八四〇）に奉行所から一〇〇〇石の粃米が下付された。これは一人前五升ずつの割で配布され、うち半分は貯蔵用として町内の粃蔵へ納め、残りは食用としたのである。井上町では、八二人のものに対し、一人前五升ずつ計四石一斗が配布され、うち二石五升が粃蔵へ貯蔵されたという。しかし、これでもなお不足したとみえ、天保十二年（一八四一）には、さらに八八二石の粃米が払下げられた。

こうして、為政者は、施米とか粃米、あるいは米の廉売、移出禁止などの方法によって貧窮者の救済にあたったが、これで貧窮者が完全に救われたわけではない。そのうち、災害や飢饉はやまず、百姓一揆や打ちこわしが幕末になるにつれてますますさかんになったのである。

被差別部落の動き

部落人口の増加

文政九年（一八二六）七月、西之坂町役人から奈良奉行所宛に差出された東之坂町大和屋仁兵衛他二名による川上村領内への新規建家差留願いに端を発した両町の争論は、実は近世後期の被差別部落が当面せざるを得なかった課題のひとつに深く根ざしたものであった。

近世農村の一般的傾向として、享保期を境にした諸矛盾の激化、とくに農村荒廃現象の進行が注目される。いわば、幕藩財政の窮乏化↓年貢増徴政策の採用↓未進による欠落百姓の増加↓年貢収納量の減少↓年貢増徴政策という悪循環が展開されていったのである。一方これに対して同じ時期に、被差別部落では明らかな人口増加現象が認められる。たとえば、河内国の二つの被差別部落の近世中期から明治初年までの戸数・人口の変遷をみると、戸数

第三章 奈良町の盛衰

表76 東之坂町住人屋号

屋 号	戸 数
松 屋	13
丸 屋	4
丸 の 屋	3
伊 賀 屋	2
山 城 屋	3
大 和 屋	2
ま す や	1
屋号なし	26

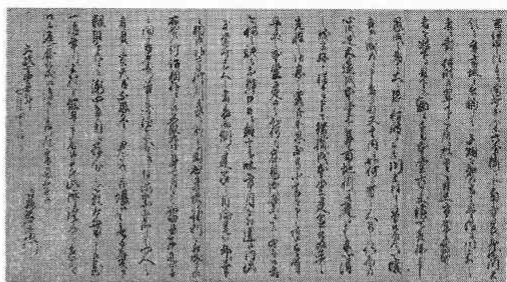
『松操録』文政10年覚書から

一般農村と被差別部落とのこうしたきわだった差異を生み出した要因については種々の論議があるものの、被差別部落の人口増加はその内部における増加、すなわち自然増ととらえる見方が有力になっている。しかし、都市部落である東之坂町においては「東之坂義是迄所々方々

で二倍または三倍、人口で一・五倍強ないし三倍の増加を示している(森杉夫『農村』)。
東之坂町の場合でも、表75に示したように、寛永十一年(二五五)の六五戸を除いて、寛永二十年(二六三)から享保年間(モ六〇迄)には一七ないし二二戸ときわめて安定した数字を見せているが、文政十年(二八七)には五四戸、天保六年(二八五)には七〇戸、同八年(二八七)には七五戸と急激に増加し、明治初年には八五戸となって、享保年間までの四倍強にもなっている。

表75 東之坂町戸数・人口変遷

年度	家数	人口	典 拠
寛永11	65 ^(かまど数)		『松操録』御公役地御改之覚
〃 20	18		『同上』東の坂五人組
貞享 2	17		藤田文庫「奈良町中家数帳」
元禄 8	19		『松操録』五人組一札之事
〃 11	18		『奈良坊目拙解』
元禄年間	19		『奈良地誌』
享保 9	17	78	天理図書館「大和国奈良東之坂宗門御改帳」
享保年間	21		同上「奈良町公役之其外聞書之覚」
文政10	54		『松操録』覚書之事
天保 6	70 ^(寺1)		天理図書館「屋敷間数并坪高御改帳」
〃 8	75	318	『松操録』乍恐奉願上候
明治初	85	489	天理図書館「奈良町戸数人員調」



『松操録』（天理図書館蔵）

より引越来候者数多有之、川上領年貢地借請家建致、自然人数相増」(『松操録』覚書
二二)したことによって人口増加がもたらされたと伝えられる。このことは表76
のように文政十年(公三)の東之坂町全戸数五四戸中に七種の屋号が存在し、そ
の中には、伊賀屋・山城屋など出身国にかわるらしいものがあること、また
「川上領年貢地住居の者家取壊、夫々古郷へ帰村致候様」(『松操録』との西之坂町
からの願書の文言によって、東之坂町には在方諸方からの流入人口が相当多くあ
つたらしいことがうかがえる。したがって、この町の人口増加は、自然増のほか
に社会増によるものもあつたことを指摘しなければならない。

この部落人口の増加を可能にした理由は何であつたであろうか。まず第一にあ
げるべきは、被差別部落の人たちの人情的な連帯感であつたと思う。そこには共
に生きていくための相互扶助の意識が強くあつて、これが流入する人々を受け入
れ得たのであつた。第二には、この増加人口を吸収しうるだけの経済的な諸条件
があつたからではなからうか。このことは、一般農村の人口停滞とも対比すべきことであるが、その一斑は次項で
ふれることとする。

つぎに、部落人口の増加につれて他領への進出がみられる。たとえば文政十二年(公三)の文書(『松操録』二)によ
ると、光蓮寺の本堂の大部が川上領に出ているといわれたため、東之坂の者は川上村の者に対していつも卑下し、本
堂を壊さねばならぬなどと案じていたが、そのうち東之坂町の者三人がここに家を建ようとして訴訟となつた。こ
のとき同町のおもだった人たちが、四年間「夏の炎天も不_レ恐、冬の寒気も堪えて色々憂き艱難を尽くし」ついに

第三章 奈良町の盛衰

勝利をおさめたのである。

以上のように江戸時代後期になると、部落への他地域の者の流入があるとともに、部落民の他領への進出の動きがみられる。それは日常的に差別された人たちが他の身分の者と交際したり、また部落外へ出て他の身分へ混入していくことであって、その現象は自然発生的な姿として現れているが、そこには意識としては必ずしも差別観が固定していたのではなかったことがうかがわれる。

生活向上への努力 近世後期の被差別部落、とくに奈良町のような都市部において、人口の急激な増加がみられたが、ここではこれを支えた生産活動の一端を考えてみたい。先に引用した文政十二年（八二五）の

願書で、「（東之坂町）自然人数相増候ニ付、履物商直職の者多く相成西の坂の支障に相成」とのべ、また天保五年（八四四）東之坂町役人から奈良奉行所宛に差出された願書文言にも「元来当町困窮者の家業と申も僅に履物類にて、重に直職を致渡世仕」（『松操録』）と記している。東之坂町の民衆が主にならずさわっていたのは、大きな資本を要さない履物商および履物直職だったことも知ることができる。そして、東之坂町への近世中期以降の在方諸方からの困窮者であったにちがいない流入者が、履物商・同直職などに従事するようになったことにこそ、文政九年（八二六）七月から始まる東之坂・西之坂両町の争論の原因があった。

履物は近世奈良の産物の主要なものの一つとして知られていたくらい重要なものであったが、その製造は元来主として西之坂町の人たちの生業であった。その生産高は表77に示したとおりで、同町の年間収入二八貫匁のうち、実に八割をセ

表77 西之坂町産物（享保年間）

品種	生産量	銀 高
竹皮草履	105000 足	13貫 125匁
セ ッ タ	18000 足	9貫 匁
太 鼓	330 丁	6貫 匁

藤田文庫「町代和田藤右衛門諸事控」から
県立奈良図書館蔵

ツタ・竹の皮草履が占めていた。そして奈良町とその周辺地域への履物販売権は西之坂町の支配のもとにあったらしいのである。先に引いた天保五年（一八三四）の東之坂町願書には「西の坂畑中の者共者奈良町中南北無差別西在迄自由ニ稼仕」とあり、また文政十二年（一八三〇）の願書にも「毎年十一月廿七日御春日若宮様の御祭礼ニ付、夫より八日の間猿沢池の側に於て而店出仕候ニ付（中略）、近年西の坂の者共万事我俚に支配仕、右場所の内自分勝手宜敷場所を専領致、残る場所を六ヶ村の者共へ闡引^{くじ}為致、地代銭は善悪高下無差別に当分^等に相懸候」（『松操録』）ともあって、西之坂町の人たちは奈良町を自由にまわって履物の商売をし、かつ猿沢池辺への出店について地代銭を徴収していたのである。死神鹿処理権が由緒によって東之坂町松屋甚右衛門家に属していたように、何らかの由緒、伝統によって西之坂町に奈良町履物製造販売の独占権が与えられていたのではなからうか。

こうした中で、東之坂町住人の川上村領への新規建家および同町での履物商いが願い出られたのである。このとき西之坂町からの差留要求は強く、ついに文政十二年（一八三〇）七月には大和屋仁兵衛他二名の建家は取壊され、この訴訟は西之坂町の勝利に終わっている（『松操録』）。この一件は限られた部落産業の中で、いかにこれを守り、また生産を拡大しようとしたかの闘いを示すものであった。

以上のように、履物製造など部落産業の生産力がある程度部落人口を支え得たかと思われるが、つぎの事業もこのことを考える材料にはなるであろう。一つは、部落の人たちが制限された職業の生産技術の熟練と向上につとめて、その生活を支えようとした日常の努力である。たとえば「諸太鼓并に鼓みなどは、別けて仕立には、それぞれ秘密口伝などこれ在り候」（『松操録』）とあるように、革細工の技術の向上に努めた。幕末の奉行川路聖謨（第五章参照）の『寧府紀事』に、部落の人たちに皮の鍔や甲冑を作らせて吟味したが、よいものができるようになったと喜んだ記事や、古市の藤堂藩の役人が皮陣笠を三〇具注文した話などがみえる。家内手工業の過重労働の中で技術を生か

して生産の増加につとめ、過酷な境遇からの脱却に努力したことがうかがわれる。

二つには、他の職業への転出を願ったことである。そのいちじるしいのは農業への志向であって、それは部落内人口の増加に伴う過剰労働力と貧困からの脱出への必死の努力とであったが、同時に農民身分への解放の願望の現れであった。部落の人への零細な土地の売券や譲り状がこれを証明しているが、その土地はおそらく出作地として求めたものであろう。もともと部落の周辺の土地は、耕地が狭いだけでなく、地質や水利などの立地条件にも恵まれていなかったから、わずかな土地でも求めて出作しようとしたのであった。

以上のような部落産業における部落民同士の争いや、生産技術の熟練と技術向上への工夫、そして農業への進出、あるいはとくに記さなかったが賃銀や鹿の角の代銀の値上げの要求（『戸中漫録』）などは、日常的な生産活動における解放への闘争といえることができる。

施 米 の 求 日常的な生産闘争によって、生産力が増大し、人口増加をある程度支えることができたかもしれない。川路聖謨の『寧府紀事』によると、西本願寺からの法主の巡行にあたって、えた町から

二〇両を差し出したことで、奉行が驚いたということもあった。しかし、その生活の条件は決してよいものではなかった。それ故、米が高値になったり、ききんに襲われたりすると、他の町よりとくにはなはだしく困窮におちいることになった。たとえば、天明四年（一八〇四）閏正月の「奉行所公用帳」（『橋本文書』）には「東之坂・西之坂・畠中三町之穢多共米高直ニ付及困窮候間、御救米被下候様」に願ひ出た文書がある。また『松操録』によると「当町の者共義、若きも老も終日血眼に掛廻働け共、一日僅十文か十貳三文、斯る少之儲にて、如何でか其日を過さるべき、米価は一日一日貴く相成一方にて物哀成軀にて、借家之者共歎き悲ミ、最早此上捨置難」と考えた町役人の甚右衛門は率先して借家一軒に対して麦三升ずつを施行したところ「七軒の家」も麦を出したので、町民は袖乞いに

行かずにすんだという。しかし、この程度の施行では、民衆の困窮を救うことは不可能であった。甚右衛門は、昔、奉行所から救助米が出たことがあったという父の話を思い出し、同四年一月二十五日に奉行所に対し、以上の経緯と趣旨を述べて救助米交付方の嘆願書を提出した。この訴えに対して、奉行所では、書き直して再提出せよとか、昔に御救米を出したのはいつか調べよとかいって回答を引き延ばしていた。ところがこの訴えがいつしか奈良の町々にひろまり、四月ごろには奈良のすべての町から嘆願書が出て

表78 天保8年 東之坂町に対する施米

月日	施行受 人 数	施行米	1人1日分	代銀玄米 1升ニ付	代 銀 計	備 考
7.19	301人	1石 055合	1合	181文 1匁6分8厘	252匁8分4厘	樽井町池田屋庄右衛門方ニ而売渡
7.24	67人	1. 005	3合	134文 1匁2分5厘	125匁6分2厘	先達而米売残りハゆへ 興福寺拝殿ニ而売渡
7.29	44人	0. 660	3合	127文 1匁1分8厘	77匁8分8厘	興福寺拝殿ニ而売渡
8. 4	210人	3. 150	3合	127文 1匁1分8厘	371匁7分	同上
8. 9	212人	3. 180	3合	127文 1匁1分8厘	375匁2分4厘	同上
8.14	301人	4. 515	3合	127文 1匁1分8厘	532匁7分7厘	同上
8.19	301人	3. 7625	2合5勺	137文 1匁2分5厘	447匁3分2厘	同上
8.24	301人	3. 7625	2合5勺	155文 1匁4分4厘	541匁8分	同上
8.29	318人	3. 975	2合5勺	155文 1匁4分4厘	572匁4分	同上
9. 5	318人	3. 975	2合5勺	140文 1匁3分	516匁7分5厘	同上
9.10	200人	2. 500	2合5勺	108文 1匁	250匁	同上
9.15	318人	3. 975	2合5勺	108文 1匁	397匁5分	同上
9.20	318人	0. 318	1合	103文 9分5厘	30匁2分1厘	1日分 樽井町判所ニ而売渡
		36石 7斗 8升 3合			4貫515匁3分	

「米穀高直ニ付南都御奉行様御仕仕方聞及書記」

きた。そこで、奉行所は東之坂・西之坂・畠中の三か所の年寄・組頭を呼び集め、先に出した願書の印形をぬいてもう一度願書を出すように命じた。三か所の町役は、命令どおりに提出し、奉行所の役人がこれを調査したうえで、六月二十二日になってようやく六一人に六石五斗の米が交付された。「三条村記録」によると、このときは奈良町中に施米があつたが（前節参照）、東之坂町に端を発した施米要求は、やがて奈良町全体の要求へと発展し、ついに全町民が施米を受けるという成果をあげたのであつた。

また天保七年（一八三六）にも凶作となり、物価が暴騰した。その翌年の東之坂町の施米の記録（東之坂文書）もあるもので、その実態がわかると考え、前頁に表78として示した。なお、この年の三月、七、八日ごろに東之坂町の三人の者が同町の米屋方へ赴き、「米三升、我等三人之中へ借用致度と強談」し、これをもらいうけた。つづいて三人は同町の花屋方へ行き、借米の無心をしたが、主人が不在であつたため、いったん引きあげた。これにおどろいた二軒の家は「斯る時節柄、壞にも逢事かと思ひ、恐しさ余り」奈良坂中を駆けまわり、鳥目十貫文をかき集め、一軒について一八四文ずつ施行して鎮撫につとめたという。なお、さきの三人の行動については、御目付から「此後、同様之不埒成義、決而不相成義町内末々迄、得と聞可置様厳被仰付候」と注意があつただけで終わつた（『松操録』）。

このように、ききんに当たつての被差別部落の困窮の度合いと、救済施米への要求がいかに強かつたかがわかる。事実、天保四年（一八三三）に奈良町全体で施行を受けたものの数は四三一人であつたが、そのうち五〇〇余人が被差別部落の人であつたこともこれを示している。光蓮寺には寛政十一年（一七九九）以降の過去帳があるので、同寺の許可を得て年次別死者数を表79としてみた。これがただちに災害年の部落の惨状の資料とはいえないが、この時期の人口増加を考え合わせても、災害の年の死者の数の大きさが現れているので、参考とはなるであろう。

表79 東之坂町年別死亡者

年	死亡数	天災 地変 事変	年	死亡数	天災 地変 事変
寛政 11	8		9	13	
12	1		10	5	
享和 1	7		11	12	
2	5		12	19	
3	7		13	10	
文化 1	12		14	19	
2	6		弘化 1	13	
3	2		2	14	
4	3		3	12	
5	5		4	38	洪水
6	2		嘉永 1	16	
7	6		2	19	
8	16		3	25	
9	16		4	21	
10	8		5	26	
11	8		6	12	
12	6		安政 1	23	コレラ 流行 大地震
13	6		2	46	
14	10		3	14	
文政 1	15		4	13	
2	19		5	20	
3	16		6	20	
4	6		万延 1	37	
5	5		文久 1	31	
6	12		2	29	
7	17		3	19	
8	6		元治 1	13	
9	5		慶応 1	12	
10	9		2	21	
11	17		3	39	
12	5		明治 1	22	
天保 1	8		2	17	
2	6		3	24	
3	16		4	19	
4	28	天保大飢饉			
5	11				
6	20				
7	17				
8	29				

光蓮寺所蔵「過去帳」による

解放へ ききんに際しての施米の要求は、奈良町では天明度の打ちこわしぐらいで、慶応二年（一八六五）五月の世直しの情況の中でも、笹鉾町や福智院町の米屋が襲われた程度ではあった。しかし、被差別部落の人々の施米要求の動きは、奈良町全体への施米の実施という効果をあげるなど、その果たした役割は大きかった。このことは、先にみてきたような部落の人たちの他領への進出や、他領の人たちとの相互交流の動き、あるいは部落産業における日常の絶えざる努力や農業への志向などとともに、奈良における部落解放への台動としてとらえることができる。それはやがて差別された身分制度を解体させていく大きな力となるものとして注目すべき

であろう。

これに対して支配者側は、この身分制度を維持することにつとめたのであって、幕末に全国的に広まった一揆や打ちこわしによって大きい衝撃を受けると、その差別政策はかえって強化された。一般農村に身分をかくして居住していた被差別部落の人々を探索する、えた狩りなどという信じ難い弾圧もおこなわれた。かの開明的だといわれた奉行川路聖謨でさえも「革のこと故、無余義ニ差当り穢多にさする也、しかるを汝らが職などとおもふは大成心得違也と、いたく叱りこらして置きたり」(『寧府記事』嘉永二年四月十日の条)といっていることなどは、支配者たちの姿勢を示しているといつてよい。

幕末になって、幕藩制の支配力が地におち、封建的抑圧が弱まる一方、西欧文化の影響による洋学系の人々を中心に人権の尊重が説かれはじめ、幕藩社会の教学を支えた儒者の中からも、人間の平等に目ざめる人も出てきた。しかし、それよりも社会の行きづまりに対する実感がようやく一般に世直しへの意識をも生むようになった。そして奈良での解放への動きそのものも、この段階では、賤視された身分をつくっている封建的身分秩序を積極的に否定しようとする論理によって展開されたものとはいえない難いものであった。そのために、解放への動きは自然発生的な、また時には無意識的な姿として現れざるを得なかった。それは、日常の生産活動に必死にとりくみ、差別された人々が身分を隠し、住所や職業を変え、身なりも農民や町民風にしてその中に混入し、町域をひろげて他の町へ進出し、また施米要求の先頭に立つことであつた。

ところが、中央政局は急転回して幕藩制は倒れ、明治政府ができること、新政府は近代化政策の一環として、明治四年(一八七二)八月にいわゆる解放令を出して、被差別部落民も一般平民と同等であることを布告した。この政策はまさに画期的な施策であつたが、他面では身分制の意識がなお濃厚で、せっかく新しく平民になったものに「新」

の一字をわざわざかぶせた。新しく平民に編入された被差別部落の人たちには、行政施策がほとんど行なわれなかったうえに、平民になったことによって、これまで認められていた特権は奪われ、平民としての義務を負担させられることになったので、生活は一段ときびしくなった。すなわち、近代的な貧困差別がこれまでの伝統的差別に加わり、より悲惨な状態におちいらされたのである。「部落差別が単なる觀念の亡霊ではなく、現実の社会に実在する」〔同和対策審議会答申〕という現代社会における現実、以上のような歴史的背景と、近代社会の動向によってきたものである。